

許可番号 第08320065917号

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 岡山市南区妹尾859番地  
氏 名 矢吹海運有限会社  
代表取締役 矢 吹 兼 将

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岡山市長 大 森 雅 夫



許可の年月日 令和元年 12月 4日  
許可の有効期限 令和 6年 11月 25日

## 1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 中間処理(焼却、破碎)  
(2) 産業廃棄物の種類

[焼却]紙くず、木くず、繊維くず 以上3種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

[破碎]廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) 以上6種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

## 2. 事業の用に供するすべての施設

### (1) 焼却施設

- ①[設置場所]許可条件のとおり  
②[設置年月日]平成9年9月16日  
③[処理能力]紙くず:600kg/h、木くず:600kg/h、繊維くず:548kg/h(1日8時間稼働)

### (2) 破碎施設

- ①[設置場所]許可条件のとおり  
②[設置年月日]平成19年6月11日  
③[処理能力]廃プラスチック類3.14t/日、紙くず2.69t/日、木くず4.93t/日、繊維くず1.08t/日、ゴムくず4.66t/日、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)8.97t/日(1日8時間稼働)

## 3. 許可の条件

- (1) 焼却を行う場所は、「岡山市南区箕島字西ノ谷2849番の一部(面積:331㎡)」に限る。  
(2) 破碎を行う場所は、「岡山市南区箕島字西ノ谷2856番1(面積:278㎡)」に限る。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成11年11月26日 新規許可  
平成12年11月13日 変更許可(移動式破碎の追加)  
平成13年 4月 6日 許可証書換え(代表者の変更)  
平成16年11月26日 更新許可  
平成18年12月12日 変更許可(固化の追加)  
平成19年 6月11日 変更許可(定置式破碎の追加)  
平成21年 8月26日 許可証書換え(代表者の変更)  
平成21年12月16日 更新許可  
平成26年10月15日 許可証書換え(代表者の変更)  
平成26年11月18日 許可証書換え(固化の廃止)  
平成27年 2月23日 更新許可  
令和元年10月21日 許可証書換え(破碎(移動式)の廃止)  
令和元年12月 4日 更新許可  
令和 2年 9月 9日 許可証書換え(代表者の変更)

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無